

第1回 河内長野市次世代育成支援対策協議会（子ども子育て分科会）

会議録

日 時	平成26年7月31日（木） 午後3時00分～5時00分
場 所	河内長野市役所 3階301会議室
出席者	会長 農野 寛治 副会長 大方 美香 委 員 尾上 誠 ・ 横田 朋子 ・ 安本 悦章 ・ 柴 理梨亜 ・ 辻野 晶子 ・ 大塚 英子 ・ 小寺 康子（欠席） ・ 北川 里香 ・ 今中 裕子
事務局	子ども子育て課
会議の公開	公 開
傍聴者数	－

1 会議次第

1. 開会

2. 議事

- ①子ども子育て支援新制度にかかる基準条例について
- ②子ども子育て支援新制度（量の見込み）について
- ③その他

3. 閉会

2 審議経過

<開会>

1. 開会

(事務局あいさつ)

(委員紹介)

(会長あいさつ)

2. 議事

①子ども子育て支援新制度にかかる基準条例について

- ・ 河内長野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ・ 河内長野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 河内長野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

農野会長：案件が大きく2つあります。子ども子育て支援新制度にかかる基準条例についてと、子ども子育て支援新制度（量の見込み）についてになります。

それでは、最初の案件から入りたいと思いますが、子ども子育て支援新制度にかかる基準条例についてまず、河内長野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について事務局より説明をお願いします。

(資料確認)

(事務局より資料説明)

農野会長：ありがとうございます。基準条例の説明をいただきましたが、何かご質問はございませんか。

安本委員：ガイドラインが、放課後児童指導員になっておりますが、今度の資料で支援員に変わっています。資格はどのように違いますか。

事務局：まず、呼び名が変わっています。今回から支援員という呼び名になっています。資格については、変わりなく小学校、中学校、高等学校の教員免許を持っている方などということです。本市の場合は、幼稚園と保育士のライセンスを持っている方、教員免許を持っている方がおります。そのような状況です。

農野会長：他にご質問はありませんか。放課後児童クラブについては国も少し厳しくなってきたという案ですが、このような形で議会に上程されるということです。子ども子育て支援新制度、量の見込みについて説明をお願いします。

②子ども子育て支援新制度（量の見込み）について

(事務局より資料説明)

農野会長：ありがとうございました。見込みなので、不確定要素が多いですが、いろいろと検討していただき、全体に行き届くようなあたりでご意見いただきたいと思います。今の説明について、何かご質問はございませんか。

安本委員：4ページ、幼稚園における在園児対象（1号・2号）と数字が出ていますが、大阪府の私学大学課資料なので、大阪府全体の数ですか。

事務局：河内長野市のデータをいただいています。42,000人のほうは、ニーズ調査のほうです。

安本委員：河内長野市に幼稚園における在園児対象で、こんなにたくさんの幼児がいますか。

事務局：利用日数なので、年間の日数になります。

安本委員：放課後児童会ですが、条例が変わり人数が40人以下に変わり、今までよりもきつくなりますよね。

事務局：概ね40人になっています。

安本委員：設備的にはいけるということですか。

事務局：801人ということで、100人以上の差がありますので、小学校の空き教室を利用していくように既に動いています。今後とも調整していきたいと考えています。

農野会長：放課後児童健全育成事業は、平成26年4月報告の参考資料は人、回どちらですか。

事務局：人です。

農野会長：今回、放課後児童健全育成事業などは、小学校6年生まで延長拡大されますが、高学年の子達のニーズは結構ありますか。

事務局：現在5年生まで施行しており、5月1日現在で30名いました。これまで他市の状況を聞いていると、高学年に学年が上がるごとに半分に減少していく傾向が見られますが、昨今の状況を見ると入会者数が多くなっており、これまでの傾向どおりにいくかは、実施してみないとわからない状況です。

農野会長：高学年の子ども達も忙しくて、放課後児童健全育成などに来られるほかにいろいろなことをしている子どもが多いと思いますが、確実に6年生まで制度として利用できる形になります。5年をめどに、再度組みなおすので、3年目くらいで動向を見ながら修正をかけるべきか検討していきたいと思います。

大方副会長：放課後児童の指導員について、2人以上ということですが、人数が増加しても増やすことは大変なことだと思いますが、現状2人としても、その辺は考慮されていますか。また、空き教室のいくつかの教室に分散して子どもが入るのか、ひとつの教室に入るのか、安全面もありますし、子どもの関係性もあるので、それらについても想定しておかないといけないと思います。人数を入れる場所ということでは、分かりやすいですが、教室が増えれば、それだけ盲点が増えることになります。

事務局：指導員の問題については、採用して対応していきたいと思います。人が少ないこともあり、皆さま方でライセンスを持っている方がいましたら、河内長野で受けてくださいとお願いしていただきたいくらいです。1クラスに資格を持った指導員を2人つけるという方針でいますので、今後も守ってきたいと思っています。採用でも対応していきたいと考えています。また、空き教室はいろいろあります

が、安全の観点から、使用させていただいている小学校は、1階の端の子どもたちが出入りしやすい場所を使うように配慮していただいています。今後とも、借りるときは、同じような場所で調整していこうと考えていますが、現在、空き教室がない小学校もあり、根気よく小学校と調整を重ねること以外ないのかと。何校もあるので調整しているのが現状です。

農野会長：今回の基準では、新単位で学童保育の拠点の単位が40人以下ということで、40人の児童に対して2人のスタッフがつく形になります。放課後児童クラブで、登録されると思いますが、登録しているがあまり行かないという場合はありませんか。登録は40人だけど、実際は20人ほどというところも出てくると思いますがいかがですか。

事務局：ひと月17日以上来ていただくことを条件に入会の募集をしています。

事務局：現にそのような方もいますが、他市町村とも話をしていますが、実際に来られているパーセンテージを定員にしたかどうかということも出ています。しかしながら、それは乱暴な議論だと思いますので、登録されている人数を定員とすることが基本だと思います。実数でいくことは難しいと考えています。

農野会長：学童保育の中でも、子どものけがや事故など報告が必要となっています。設備の面でもご配慮していただきながら進めていただきたいと思います。特に、今回一人以上が、保育士、社会福祉士などの有資格者をということで、などのというのは教員免許や幼稚園免許だと思いますが、児童福祉法の設備基準の児童の遊びを指導する者の資格を有する者ということですか。

事務局：従来の児童の遊びを指導する者ということは、現在も、これからも新しい枠のなかで残っています。基本的には、現在決められている放課後児童クラブのガイドラインを踏襲して、省令で実施しています。条件は省令で何項目も記載されています。

農野会長：その中でも、学童保育の中で家庭支援を必要とするような方々がいるかもしれないので、より福祉職、社会福祉士に近い資格を持っている方を置いていただきたいと思います。

事務局：現在は社会福祉士の方はいらっしゃらない。保育士の方が42%、幼稚園教諭以外の学校教員の方の資格の方が52%、あと6%が2年間以上児童福祉事業に従事されている方で構成されています。

北川委員：病児・病後児保育が5ページのところにあります。現在は病後児のみされているということですが、事業計画はこれからなので、今日は量の見込みだけだと思いますが、今後、病児保育も実施していくということですか。

事務局：病児に関しては、なかなか受けていただけないということで、今後考えているという話は聞いているので、そこが可能であれば、していくことも検討したいという形になります。

北川委員：日常的に見てもらえる親族がいるところは除いていますが、実際に実施するところができたら、親族ではなく利用したいという方も当然出てくると思います。

事務局：ニーズとしては高いと思います。

大方副会長：病児を預かるとなると、看護師や医師などがいる病院に併設しないと、実際は保育所や幼稚園ではリスクが高くなる部分があり、病気の方がいなければいいですが、毎日多くなる予想で人を配置すると、普段は人を配置しても、お客さんはいないということもあると思います。利用する側からは、あればありがたいという部分と、どこを重点的に行うか、今後の事業計画で慎重にしないといけない

という感じがします。事業という以上は、国がしばらくは補助金を出すと思いますが、市がこの後も継続的に実施する覚悟を持って行わないと、途中で事業費が出せなくなったときに、市民としたら今までやっていたのに急になくなると、市民が納得できないと思うので、量の見込みと現実的な実態といろいろ考慮すべきだと思います。

事務局：ニーズは高いです。しかし、常時使うかというとはそうではなく、困ったときに使うという形です。通常、市立病院があれば、その敷地内で施設を整備していくという可能性があります。本市の場合、市立病院もないので、現実的にみて、事業者が出てくるのか、可能性は低いかなと思います。現実的に見込まざるを得ないという部分があるので、厳しく見込んでいます。ご意見をいただきたいと思いますが、難しいところがあると思います。

大方副会長：今日は量の見込みだけだと思いますが、事業計画を作るときに、どう議論していくかが大事だと思います。特に病児となるとリスクが高いです。

事務局：アンケートを取ると、ほぼ使いたいという希望になります。また逆に事業として成り立たない部分もありますので、難しいです。

大方副会長：利用できるようになると、一気に増える可能性と両方あると思います。

農野会長：次に、確保方策を考えなければいけないので、そのときまでに何かいいアイデアがあればと思います。

北川委員：放課後児童会について、次に6年生までになりますが、1年生から6年生までが同じ教室ということですか。以前3年生までのときに、友人が2年生のときに入れたら、すでにグループができており、入りにくく辞めてしまったと聞きました。6年生までになると、さらにそのような問題が出てくると思います。

事務局：今、3年生くらいの子が残っていく中で、どれだけ途中から入っていたかによると思います。

事務局：逆に一度やめた子が、下の子どもが入るために戻ってくるケースもありますので、流動的になっていくと思います。

北川委員：2年生、5年生、6年生の子どもがいますが、遊びが全然違うので、男の子と女の子が混ざってしまうとどうかと思います。

今中委員：現在、仕事をしていますが、子どもは急に熱が出たりするので、河内長野は比較的親と同居もしくは親が近くにいる方が多いみたいですが、これからはいろいろな家族のスタイルが出てくると思いますので、病児保育について、きちんと考えてほしいと思います。

農野会長：今のおばあちゃんはやいので、みんな忙しくしていますね。

今中委員：今後、消費税も上がるので、共働きの世帯が増えていくと思います。そのことを考えると、病児保育はお願いしたいと思います。

横田委員：今の保育所は、体温が37度5分で様子を見て心づもりをしておいてくださいと、38度で迎えに来てくださいと電話をします。すると38度になるまでに迎えに来られたりします。

大方委員：病児の時には感染症に気を付けなければいけないし、一人にすることができないので、病院併設のところがどちらも安心だと思います。

今中委員：私個人の仕事としては、代わってもらえる仕事ではないので、急に当日代わってもらいたいときに2人しかいないので、2人の予定が入っていると必ず仕事に行かなければいけません。今は、そのような状況ではないのですが、もし、誰にも変わってもらえず、子どもは38度を越える熱などがあった場合、どうにもでき

ないので、そのようなことを考えると、病児対応の施設があると助かります。

大方副会長：居宅訪問型ではないですが、うまくリンクできればと思います。預けに連れて行くだけでも大変なので、病気になったときに家に来てくれて病院に連れて行ってくれたり、派遣みたいな形はできませんか。本当の病児の場合、高熱だと動かすこともできず、大変だと思いますので、来てくれるほうが助かると思います。

事務局：救急体制、どちらかといえば保育よりも医療体制の分野になる可能性があり、状態により入院していただくという対応もあると思います。病児保育の保育の部分に焦点を当てて見た場合、どれくらいまで保育の部分で見ているのか、これから議論していただき、政策的なところでやっていかなければいけないところがあると思います。

農野会長：どこの市でも病児保育に関しては、それほどたくさんの拠点は持っていないので、その拠点まで誰が、どのような形で搬送するのかというあたりで、資料の量の見込みの5ページ、病児・病後児保育の中でファミリー・サポート・センター事業、病児・緊急対応強化事業というものがあります。ファミサポに登録していただいている方で、看護師の資格を持っている方はどれくらいいますか。

事務局：平成25年度で、看護師の資格を持っている方は4名、また保健師の資格者は2名います。年齢は問わずにお願いしています。地域性など河内長野市は広いのでなかなか難しいです。

事務局：保健師と看護師で合計6名ということです。

農野会長：医療系の有資格者で、責任を持って誰か連れてくださる方がいれば安心です。

事務局：しかし、その人数で、ファミリー・サポート・センター事業で病児を預かることはできないですし、どれだけ研修を受けていただき、また医師との連携が課題となりますので、なかなか踏み切ることができない状況にあります。

辻野委員：実際問題、ファミリー・サポートでも熱がある場合は預からないですね。

事務局：保育所と同じです。

辻野委員：保育所と同じで両親のどちらかが休まないといけません。ファミリー・サポートをさせていただいていましたが、熱があればキャンセルになります。

農野会長：5ページの病児・病後児保育の単位は、日数ですか、延べ日数ですか。

事務局：延べ日数です。

農野会長：病後児のみの実績は、人数ですか、延べ人数ですか。

事務局：延べ人数です。

農野会長：待機児のカウントの仕方は検討されていますか。他の認可外施設に通われている方は除くなど国で統一など考えて、国がガイドラインを示したことによって、待機児童の数が変わるというようなことはないですか。

事務局：可能性としては、現在求職活動中の方に関しては除いていますが、今回保育の必要量の中に入りましたので、それはカウントしなければいけない。そうすると、待機児童の数が上がってくると思います。しかし、細かい説明はまだ国から出てきていないので、求職活動についても、3か月間はみるが、3か月以上は活動していないとみない。何を持って確認するかなど、まだ分からない状況です。

農野会長：求職活動となると、最近はインターネットで行われるので、子どもを横において就活されるケースもあるので、そのあたりは微妙ですね。量の見込みという形で、出していただいているのですが、概ねの実績に沿ってカウントしていただいていると思います。

事務局：保育所の申し込みで、働いていない方は結構求職活動で受け付けています。仕

事をこれから探す、内定したという方もあります。意外と多いです。入った後に仕事を見つけてきて要件は整うということがあります。ただ何人かは、どうしても職に就かず、辞めていただいたケースはあります。

農野会長：従来どおりの考え方でカウントして大丈夫ということですね。

事務局：待機児童としては、求職活動はいままで数えていなかったのですが、その分は乗ってくると思います。年によっても違いますが、3月になると30人くらい、4月前半はあまりいません。

農野会長：もしかすると、どのような形であれ求職活動も待機とみなすガイドラインが出てくるかもしれません。

事務局：可能性は高いです。今回の見込みの3ページ、待機数に関しては、待機児童の定義ではなく、求職中も含めて本当に入れなかった人でカウントしています。

大方副会長：1ページの児童数は、過去5年間10月時点の人口年齢ごとの伸び率（男女別）で計算されていますが、これからの5年間で同じような伸び率であるかは分からないと思います。これだけ子どもがいてくれるほうがまだ安心だと思います。これからの5年間で本当にこれだけの人数がいれば、幼稚園も保育所ももう少し安泰だと思いますが、河内長野市にこれだけの出産率があるかどうか、今後問われると思います。事業計画を立てることは、すごく難しいと思います。0～1歳児は預ける人が増えるかもしれませんが、幼稚園などは定員割れしてくるかもしれません。これから情報が多くなると、どこに住むかについても選ばれていくことになり市町村格差が出てくると思います。近隣どこでも、不便ではないので、河内長野市にこれだけの人数がいてくれることが前提になります。いてもらえるように考えないといけないと思います。これからの5年間では、大学生の人数が減っており、激減すると思います。次の出産率が減少するということです。高齢者の方は増えていきますが、実労する方が減るので、制度よりも環境が変わると思います。

事務局：人数が減らないようにするには、どうすればいいのか、子ども施策だけでなく、市全体で考えています。市の魅力を発信して市から出て行かないように、他市から来てもらえるように、市全体で取り組んでいます。実るかどうかは開けてみないとわからない状況です。

農野会長：量の見込みに関して、これで進めていくことになりますが、いかがですか。大きな案件としては、以上ですが、気になるのは、幼稚園の保護者から新制度に関してご質問などはありませんか。

安本委員：保護者の方は全くご存じないです。今月の20日頃に新聞の一面に載りましたが、見ていません。新聞を取っていない家庭が多く、読まないです。うちの職員も、知らない職員がいました。名前は知っているけれど、内容は分かりません。また、国がはっきりしてくれないことで、保育料が決まらないのに、どうやって募集要項をだしたらいいのか分からないというのが現実です。幼稚園は来年1年様子を見てから決めるところも多いと思います。

農野会長：河内長野市では、保育園、幼稚園がはっきりと意思表示を固められ、子ども園を想定して進んでいるように見えていますが、ほかの市では特に幼稚園などは、頭を抱えています。

安本委員：移行するのは、大阪府で3割です。残りの7割は反対です。人数が300人前後から多いところは移行したらだめで、生き残ることができない。現状の園でいった方がよい。

農野会長：こども園になっているところが、1号認定と2号認定の預かり保育のどちらでいった方がいいのか、違いの説明しようがないです。

安本委員：一時預かり事業についても、市で行うことになっているが、まだ決まらない状態です。

事務局：国の事業に一時預かりがまだできていないので、年が明けなければわからないという返事しか大阪府からは来ていません。

安本委員：結局、そのような返事しか返ってこないの、どうしたらいいか分かりません。時期が決まっていて、ソフトが半年以上遅れています。

農野会長：先行で進めている市ほど、行き詰っている感じがします。

安本委員：高槻や豊中が、比較的勉強してすすめています、難しいみたいです。

農野会長：保護者の方は、近所であてにしていた保育園や幼稚園が、どのような形になるのか、その辺を早く示さないと、保護者が混乱するのではないかと思います。

事務局：詳細が決まっていないので、HPにも載せていません。国のページを見て下さいという形になっています。9月号の広報紙の見開き全面で新制度の概略を出していきたいと思います。その中に幼稚園、4月に認定子ども園になる園の情報などを入れながら新年度の募集をかけ、保育料については未定とのPRしようと思っています。また、10月号の広報紙の中に折込みのリーフレットを作成して全戸配布しようと考えています。広報紙が全戸配布なので、全戸配布で効果があるのかとも思いますが、子どもを持っていない方、おじいちゃん、おばあちゃんなどにも制度を知ってもらえたらいいかと思います。9月、10月で市民にお知らせしていくことを考えています。

安本委員：9月議会には掛けてほしかったです。

農野会長：はっきりしないことが多すぎて、9月は妥当でないかもしれません。先行して進めているところからは、保護者に早く説明しなければいけないという声がたくさん上がっていることは確かです。また、どのような形で周知するかについても難しく、HPを見ることが出来る人ばかりではないし、広報紙も見ているか分からないので、そうすると直接園に呼びかけられることになります。しかし、園でも答えがバラバラでも困るし、間違ったことでは責任がありますので、やはり、行政が担っていただかないといけない部分があると思います。時期的な面と、内容など、難しいと思います。今の時点で、現場でそれほど混乱していないのであれば。

安本委員：混乱というより、内容を知らないの、聞きようがないです。ここにいる北川委員や今中委員は、だんだんわかってきていると思いますので、自分の子どものことについて、聞きに行くことができると思いますが、ここにはない保護者の方にはできないと思います。

辻野委員：何がよいか、誰もわからないと思います。

安本委員：すすくくジャパンというものがあるのですが、この河内長野版を作って在園児に配布してほしいとお願いしたことがあります。

大方委員：これにしても国から保護者の数だけもらえません。

安本委員：各園に10部ほどしかもらえないです。これを見てもよくわかりません。

農野会長：10月には、リーフレットを作るということですね。

事務局：何ページもあるものではなく、A3の裏表程度のものと考えています。

農野会長：A3裏表くらいがちょうどいいと思います。

大方委員：介護保険のときのようにしばらく混乱すると思います。

辻野委員：保護者からしたら、行こうと思っている保育園がどうなるか分からない、保育料も分からないでは、どうしようもないです。決めようがないです。

安本委員：今まで幼稚園は、10月1日から願書を出していましたが、入園金を添えて出します。認定こども園は、入園金は必要ありません。受けるほうは、単願なのか、周りの園すべてに出しているのか、分かりません。4月の入園式に人数が減っていれば、職員の手配はしているので、どうするのか、笑い話かもしれませんが、ありえることです。一刻も早く決めてほしいです。

事務局：どこに申し込んだか分からない、併願のように複数出される方も確かにあると思います。1号、2号認定の申請と一緒にいただこうと考えています。複数あれば、分かることになります。

安本委員：その情報は園にいただけますか。

事務局：それは、相談になります。

安本委員：市だけが分かっている、状況は変わりません。また、現在の子どもが1号か2号か、せめて早く始めてほしいです。

事務局：幼稚園に関しては、在園の方は1号です。幼稚園を選ばれるという段階で1号になります。

安本委員：春から申請をだして2号になる方もいると思います。

事務局：認定こども園に移る場合は、2号認定になります。

安本委員：幼稚園の場合、認定子ども園になれば、2号ですね。それは今の在園児に対して、いつ決めてくれますか。

事務局：標準時間と短時間の2種類があるので、保育料が出ないと本人の気持ちも変わるのではないかと思います。事務的には、認定だけであれば、10、11月にできるのではないかと思います。システムができていないのではっきり言えませんが、働く状況によって決めるのであれば、割と早くできると思います。

安本委員：9月に府の意向調査の最終がありますが、私学助成に残るといっていたが、認定子ども園に移行したとして、保護者に役所で認定受けてくださいというのはできますか。

事務局：在園の場合は、認定します。継続させてあげないといけないと思います。

安本委員：認定こども園は、幼稚園型であろうが、認定こども園になる予定の園が5園ありますが、園長先生は在園児で仕事をしている保護者に役所で認定を受けてくださいと言えば認定してもらえますか。

事務局：市から案内させてもらわなければいけないと思います。園で取りまとめしてくださいと言うかもしれません。決まっていないのでこの場ではっきり言えませんが、なんらかの形で案内する予定です。利用定員の問題もありますので、ある程度早くしなければいけないと思います。

安本委員：今、仮単価を出すような算出ができていますが、2号何人入れたらいいのか、認定を受けていないのに、きちんと試算できません。在園児だけでも早く認定をだしてもらえるようなシステムを構築してほしいです。

事務局：保育が必要な理由が、国が細かい部分を出してきていないので、進められません。

農野会長：1か月48時間から64時間以内の間で定めるという形ですが、こちらは何時間で考えていますか。

事務局：現状64時間なので、そのまま行こうと思います。

農野会長：64時間以上で8時間保育が可能ということですね。

事務局：各市、国が定めている基準と違う基準で実施しているところがあるので、そこは経過措置を使い、徐々に国の基準にしていくという話が出ています。しばらくは、近隣と合わないと思います。

農野会長：保育短時間が8時間、保育標準時間は11時間ですね。

事務局：パートなどは、短時間に当てはめませんが、64時間とは、月で64時間以上働いていることが最低条件です。週で考えると、1日4時間で4日働けば週16時間、4週で64時間という計算なので、64時間越えたあたりの人は短時間の見込みになります。フルタイムの方は、11時間の標準時間になるということです。

農野会長：他にないありませんか。これ以上のご質問がないようでしたら、これで終了します。

③その他

事務局：その他について 次回26年8月26日（火）午前10時から12時
10月20日（月）午前10時から12時
2月9日（月）午前10時から12時

<閉会>